

社労士会労働紛争解決センターにおけるあっせん手続の概要



総合労働相談所でのアドバイス
(当センターの紹介を含む)

解決センターへ
あっせん手続の相談

解決センター事務局職員から
申立人又は代理人への説明

代理人(特定社会保険
労務士等)の選任

(受付窓口)
本人又は代理人による申立て

受 理

被申立人又はその代理人
への説明

代理人(特定社会保険
労務士等)の選任

被申立人から依頼

当事者双方に通知
・あっせん期日
・あっせん委員の氏名

第1回あっせん期日
於: あっせん室

あっせん委員2名による
申立人・被申立人の交互面接

【制度の説明】
・「個別労働関係紛争解決のしおり」

【申し立て時に準備するもの】
・申立書 ・代理人選任届(代理人を立てる場合)
・申立費用 3,150 円(現金納付) ※現在無料です
・申立に関する資料

【被申立人への通知・確認・制度の説明】
・あっせん手続の申立てについての通知
(申立書写し、回答書面、答弁書様式、個別労働関係紛争
解決のしおりを郵送)

申立人の取下げ/
被申立人の手続終了の求め
によるあっせん終了

和解成立
和解契約書作成

センター長による手続終了の決定(打ち切り)
双方に通知